猪苗代町外国人誘客支援金交付事業のフロー

① 参加申込書（様式第１号）を猪苗代観光協会に提出

② 宿泊施設の予約確定後、支援金交付申請書（様式第２号）を受付期間内に提出

期別	支援金交付対象期間	申請受付期間
第１期	2025.5.26 ～ 2025.7.31宿泊分	2025.5.26 ～ 2025.6.30
第２期	2025.9.1 ～ 2025.9.30宿泊分	2025.8.1 ～ 2025.8.31
第３期	2025.11.1 ～ 2025.12.19宿泊分	2025.10.1 ～ 2025.11.30
第４期	2026.1.5 ～ 2026.3.15宿泊分	2025.12.1 ～ 2026.2.28

※行程表、参加者名簿ネームリスト、募集チラシ、パンフレットがある場合は、申請書に添付願います。

③ 猪苗代観光協会より支援金交付決定書（様式第３号）を発送

④ 申請した金額に変更が生じたときは、変更・中止承認申請書（様式第４号）を速やかに提出。

⑤ 宿泊終了月の翌月１０日までに実績報告書（様式第５号）、実績人数報告書（※有料宿泊者人数のみ記載すること）、請求書（様式第６号）を提出
※３月１日～３月１５日宿泊分は「３月１９日まで」に提出

⑥ 実績人数報告書（兼宿泊証明書）に基づき猪苗代観光協会が各宿泊施設に確認をする。

⑦ 猪苗代観光協会より申請者へ支援金をお振込み。（実績報告書提出月の翌月）

1　支援金のお支払いは実績ベースとなります。
2　予算の範囲内での交付となりますので、期間途中で終了することがあります。
3　書類の提出先　〒９６９－３１３３
福島県耶麻郡猪苗代町大字千代田字扇田１－４
猪苗代観光協会 宛